

裁判官制度改革の意義と裁判官の在り方

1. 裁判官制度改革の到達点

- 裁判官の在り方(裁判官として備えるべき資質・能力,裁判官の果たすべき役割・機能)に直接関わる課題
 - 判事補の経験の多様化
 - 特例判事補制度の見直し
 - 弁護士任官の推進(調停官制度を含む)
- 裁判官と国民との距離感を解消して国民の裁判官制度に対する信頼を高めるための課題
 - 下級裁判所裁判官指名諮問委員会
 - 人事評価制度

2. 意見交換の視点

今後裁判所が対応を求められる広範かつ多様な事件に対処するための裁判官の在り方を踏まえ、以下の視点から、今回の裁判官制度改革の評価、運用上の留意点等について意見を伺いたい。

- 全体としての裁判官に多様性を持たせるための方策
- 個々の裁判官がジェネラリストとしての基盤及びある程度の専門領域の双方を持つことの要請への対応
 - 相当高度の専門性への対応と裁判官としての共通の資質の確保(均質性,等質性の確保)のバランス
 - 専門的知識を補充するための制度の整備との関連
 - 新しい法曹養成制度(法科大学院)との関連
- 自主性,自律性をより重視した研修,任用制度とすること
 - その意義,留意点~裁判官として備えるべき人間的特性(謙虚さ,胆力など)を身に付けるための方策としての意義など
 - 自律性を尊重するような人事評価の在り方(人事の透明化,客観化)
- 裁判員制度の導入と裁判官の在り方